

## 公衆浴場基準一覧（福井県公衆浴場基準条例）

第4条 第1号 (換気、採光、照明、保温、清潔、入浴者の衛生基準)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
イ 脱衣室および浴室に直接外気に面した開閉の窓の設置 (適当な換気装置がある場合を除く)						
ロ 採光または照明(床面) 脱衣室、浴室、便所 150ルクス以上 下足場 300ルクス以上 廊下 75ルクス以上						
ハ 浴槽水(副浴槽内の浴槽水を除く) 適温保持			-			
ニ 脱衣室、浴室、便所、休息室等の清潔保持 (月1回以上の消毒) 脱衣室には、畳、むしろ等(これに類するもの)を敷かない						
ホ 下足場、脱衣室の保管設備の設置						
ヘ 営業中は、監視人を置く		-	-			
ト 脱衣室と浴室との通路を透明なガラス戸等で仕切る		-	-			
チ 脱衣室は男女別、それぞれ12.5m <sup>2</sup> 以上		-	-	-	-	-
リ 洗い場は男女別、それぞれ12.5m <sup>2</sup> 以上		-	-	-		-
ヌ 洗い場の床、浴槽、浴室の内壁で床面から1mまでの部分、排水溝、下水溝および下水だめは耐水性材料であること						
ル 浴室は、水滴の落下を防ぐ構造とし、または設備を設けること。						
ヲ 洗い場には傾斜をつける。汚水が屋外の下水溝または下水だめに流出する構造にし、ふたをすること。						
ワ 浴室にコックまたはシャワーの設置し、湯水の供給を確保すること						
カ 脱衣室または浴室内に1か所以上の飲料水供給施設の設置とその表示						
ヨ 浴槽の基準(副浴槽を除く) ・深さ 0.6m以上 ・露出部の高さ 洗い場の床面から0.3m以上 (洗い場、浴槽からあふれ出た水が浴槽内に流入しない措置が講じられている場合は不用) ・面積 3.3m <sup>2</sup> 以上		-	-	-		-
タ 洗い場の給水栓の中心点の間隔 0.7m以上				-		
レ 浴槽水の換水および浴槽の清掃を毎日行うこと (ただし、循環式浴槽または循環式以外の浴槽で常に原湯が供給されており、なおかつ1日当たりの供給量が浴槽容量以上となるものについては、1週間に1回以上)		-	-	-		

ソ (浴槽水を循環させる場合の要件) (1)浴槽水の循環配管にろ過器を設けること (2)ろ過器の1時間当たりの処理能力はそのろ過器を設置する浴槽の容量以上であること (3)ろ過器の構造がろ材の洗浄・交換を容易に行うことができるものであること (4)ろ過器およびそのろ材に付着した生物膜等を、1週間に1回以上逆洗。その他の方法による洗浄・消毒により除去すること 洗浄を行っても、ろ材に付着した生物膜等を除去することができなくなったときは、ろ材の交換を行うこと (5)浴槽水の循環配管には集毛器を設けること (6)集毛器の清掃を毎日行うこと (7)浴槽水の循環配管に付着した生物膜等を、1週間に1回以上、消毒により除去すること (8)浴槽水の消毒を塩素系薬剤または同等の効果を有する方法を用いて行うこと (9)消毒用薬剤の注入口または投入口をろ過器の直前の位置に設けること (10)浴槽水の消毒に塩素系薬剤を用いるときの要件) i )浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定を、毎日1回以上定期的に行い、その記録を作成し測定の日から3年間保存すること ii )浴槽水中の遊離残留塩素は、規則で定める濃度を保つこと（※福井県公衆浴場基準条例施行規則） (11)循環させた浴槽水を打たせ湯またはシャワーの用に供しないこと		-	-	-	
ツ 原湯を貯留する槽について、生物膜等の付着の状況の点検を定期的に行い、生物膜等の付着を認めたときは、直ちに清掃および消毒を行うこと		-	-	-	
ネ 回収槽（浴槽からあふれ出た湯または水を回収する槽であって、回収した湯または水を浴用に供することを目的とするものをいう。以下同じ。）を設ける場合にあっては、次の要件を満たすこと。 ・地下に埋設しないこと。 ・容易に清掃を行うことができる構造であること。 ・回収槽内の湯および水の消毒を行うことができる設備を設けること。 ・回収槽の清掃および消毒を定期的に行うとともに、回収槽内の湯および水の消毒を行うこと。		-	-	-	
ナ 気泡発生装置（浴槽水に気泡を発生させる設備をいう。以下同じ。）を使用する場合にあっては、当該気泡発生装置の空気の取入口が土ぼこりの入らない構造であること。		-	-	-	
ラ 浴槽水、原湯その他の規則で定める湯または水の水質が規則で定める水質基準に適合するものであること。（※福井県公衆浴場基準条例施行規則）		-	-	-	
ム 規則で定めるところにより浴槽水の水質検査を行い、その結果を3年間保存するとともに、入浴者の見やすい場所に掲示すること。		-	-	-	
ウ 公衆浴場ごとに、当該公衆浴場の業務に従事する者（以下「従業者」という）のうちから営業者の指示に従い当該公衆浴場の衛生管理を行う者（以下「衛生責任者」という。）を定めること。ただし、自らが衛生責任者となる場合は、この限りでない。		-	-	-	

ヰ 公衆浴場の衛生管理を行うための手引書を作成し、従業者にその内容を周知させること。		—	—	—		
ノ 公衆浴場の衛生管理を行うための点検表を作成し、衛生責任者に、その点検表に基づいて点検を行わせ、その点検の記録を作成させるとともに、その記録を点検の日から三年間保存すること		—	—	—		
第4条 第2号 (風紀の基準)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
イ 7歳以上の男女の混浴をさせない。		—		—		
ロ 風紀を乱すおそれのある文書、絵画、写真、物品を掲げ、または置かないこと						
ハ 入浴者の出入口は、男女別に区別しその掲示をする		—	—	—		
ニ 脱衣室、浴室、便所等は外から見通すことができない構造とすること						
ホ 脱衣室および浴室は、男女別にし、その境界は隔壁を設け相互に見通すことができない構造とすること		—	—	—		
ヘ 入浴者用便所は男女別に設けること		—	—	—		—
第4条 第3号 (熱気室等を設ける場合衛生等の基準—サウナなど)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
イ 热気室等は男女別に設けること		—	—	—		
ロ 热气室等の床、壁、天井は、耐熱性の材料を用いること		—		—		
ハ 热气室等には掃除の際の水が完全に屋外に排出できる排水口を設けること		—		—		
ニ 热气室等の熱気、蒸気の放出口および放熱パイプは、入浴者の身体に直接、接しない構造とし热气室等の入浴者が接するおそれのある箇所に金属部分がある場合は断熱材で覆う等の安全措置を講じること		—		—		
ホ 热气室等には給気口および排気口を適当な位置に設けること		—		—		
ヘ 热气室等には温度調節設備を設けること		—		—		
ト 热气室等には利用基準温度を表示し温度計を備えるほか、必要に応じて湿度計を備えること		—		—		
チ 热气室等には室内を容易に見渡せる窓を設けるとともに、入浴者の見やすい場所に非常用ブザー等の通報装置を設けること		—		—		
リ 热气室等の採光または照明は、床面で75ルクス以上		—		—		
ヌ 入浴者の見やすい場所に热气室等を使用するに当たっての注意事項を表示するとともに、入浴者が热气室等を使用している間はその安全に注意すること		—		—		
第4条 第4号 (屋外に浴槽を設ける場合—露天風呂)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
イ 浴槽水の適温を保つこと		—		—		

□ 沐槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、男女別に区分し、その境界には壁を設け相互に見通すことのできない構造とすること		—		—		
ハ 沐槽およびこれに附帯する通路その他の部分は、屋外から見通すことのできない構造であること		—		—		
ニ 屋外には洗い場を設けない		—		—		
ホ 沐槽に附帯する通路その他の部分は、脱衣室または浴室から直接出入りできる構造とすること		—		—		
ヘ 沐槽およびこれに附帯する通路その他の部分は十分な照度のあること		—		—		
ト 沐槽水を循環させる方法、原湯を常時供給する方法その他の方法により、浴槽水中の浮遊物その他の汚物を除去すること				—		
チ 屋外の浴槽水が屋内の浴槽に流入しない構造とすること		—				
第5条 第1号 (個室付き浴場)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
□ 個室の数 5室以上	—		—	—	—	—
ハ 個室の面積 9.9m <sup>2</sup> 以上	—		—	—	—	—
ニ 出入口の扉の適当な位置に、内部を見通すことができる窓を設け、扉にはかぎをつけること	—		—	—	—	—
ホ 従業者に、風紀を乱すおそれのある服装または、行為をさせないこと	—		—		—	—
ヘ 入浴者に、風紀を乱したまはそのおそれのある行為をさせないこと	—		—		—	—
ト 個室には、同時に2人以上の入浴者を入室させないこと	—		—	—	—	—
第5条 第2号 (熱気室等いわゆるサウナ)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
□ 適当な面積の洗い場を設けること	—	—		—	—	—
ハ 脱衣室および休息室の面積 各16.5m <sup>2</sup> 以上	—	—		—	—	—
ニ 入浴者用便所を設けること	—	—		—	—	—
ホ (男女別の設備を設ける場合) (1) 第4条第2号ハ、ホ、ヘへの基準 (2) 休息室は男女別に区分し境界には隔壁を設け、相互にかつ屋外から見通すことができない構造とすること (3) 男女別に区分されたそれぞれの更衣室および休息室の面積は、ハに規定する数値の1/2以上とすること	—	—		—	—	—
ヘ (浴槽を設ける場合) (1) 浴槽水は適温を保つこと (2) 第4条第1号レからノに規定する基準によること (3) 洗い場で使用した水、浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講じること	—	—		—	—	—

第5条第3号 (家族風呂) ※普通公衆浴場に併設、独立で貸切り	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
口 浴室の数 2室以上	-	-	-		-	-
ハ 浴室の面積 3.3m <sup>2</sup> 以上	-	-	-		-	-
ニ 適当な面積の脱衣室の設置	-	-	-		-	-
ホ 入浴者用便所の設置	-	-	-		-	-
ヘ 洗い場で使用した水、浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講じること	-	-	-		-	-
第5条 第4号 (保休養のための施設) ※いわゆるヘルスセンター	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
口 脱衣室は男女別 面積 各16.5m <sup>2</sup> 以上	-	-	-	-		-
ハ 浴場内の休息室の面積 33m <sup>2</sup> 以上	-	-	-	-		-
第5条 第5号 (その他)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
口 適当な面積の脱衣室、洗い場および浴槽を男女別に設置すること	-	-	-	-	-	
ハ 入浴者用便所を設けること	-	-	-	-	-	
ニ 洗い場で使用した水、浴槽からあふれた水が浴槽内に流入しないための適切な措置を講じること	-	-	-	-	-	
基準条例施行規則 第2条 (衛生等の基準)	普通 4条	個室 5-1	サウナ 5-2	家族 5-3	休養 5-4	その他 5-5
1 沐槽水は、常に満水の状態を保つこと		-		-		
2 脱衣室および浴室に、くず入れおよび使用済みのかみそりを入れる容器を設置すること						
3 タオル、くし、ヘアブラシ等入浴者の身体に直接使用される物を貸与しないこと (入浴者の使用ごとに消毒する場合を除く)						
4 洗い場には適當な数の浴用容器および腰掛台を備えること						
5 入浴者用便所には流水式の手洗い設備を設置すること						
6 浴槽の湯は、使用ごとに取り換えること	-		-		-	-
7 (電気浴器を設置する場合) 電気設備に関する技術基準を定める省令第77条*に規定する基準に適合していること						
8 (電気浴器を設置する場合) 入浴者の見やすい場所に、入浴上の注意を掲示し、電気浴器の使用中は、入浴者の安全に注意すること						
9 入浴者の見やすい場所に、入浴するに当たっての注意事項を表示すること						
10 (洗濯機を設置する場合) 専用の排水口を設けること						
11 (乾燥機を設置する場合) 水蒸気、燃焼ガス等を屋外に排出できる構造とすること						

12 娯楽室、マッサージ室、アスレチック室等を設ける場合には、入浴施設と明確に区分すること						
---	--	--	--	--	--	--

\* 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)

第77条 電気浴器（浴槽の両端に板状の電極を設け、その電極相互間に微弱な交流電圧を加えて入浴者に電気的刺激を与える装置をいう。）又は銀イオン殺菌装置（浴槽内に電極を収納したイオン発生器を設け、その電極相互間に微弱な直流電圧を加えて銀イオンを発生させ、これにより殺菌する装置をいう。）は、第59条の規定にかかわらず、感電による人体への危害又は火災のおそれがない場合に限り、施設することができる。

第59条 電気使用場所に施設する電気機械器具は、充電部の露出がなく、かつ、人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがある発熱がないように施設しなければならない。ただし、電気機械器具を使用するため充電部の露出又は発熱体の施設が必要不可欠である場合であって、感電その他人体に危害を及ぼし、又は火災が発生するおそれがないように施設する場合は、この限りでない。

※ 福井県公衆浴場基準条例施行規則

第3条（遊離残留塩素濃度）

条例第4条第1号ソ(10)(ii)の規則で定める濃度は、1リットル中に0.4mg程度とする

第4条（水質基準）

(原水、原湯、上がり用湯、上がり用水、浴槽水、飲料水の水質基準)

1 原水、原湯、上がり用湯および上がり用水

イ 色度	5度以下
ロ 濁度	2度以下
ハ 水素イオン濃度	pH 5.8～8.6
ニ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1リットル中に3mg以下
※ただし、消毒剤として、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を使用する場合は 過マンガン酸カリウム消費量	1リットル中に10mg以下
ホ 大腸菌	検出されないこと
ヘ レジオネラ属菌	100ミリリットル中に10CFU未満

(温泉、薬湯等の使用により、イおよびニの水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合は、ホおよびヘに掲げる水質基準とする)

2 浴槽水

イ 濁度	5度以下
ロ 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	1リットル中に8mg以下
※ただし、消毒剤として、塩素化イソシアヌル酸又はその塩を使用する場合は 過マンガン酸カリウム消費量	1リットル中に25mg以下
ハ 大腸菌群	1ミリリットル中に1個以下

(温泉、薬湯等の使用により、イおよびロの水質基準に適合させることが困難であると知事が認める場合で、公衆衛生上支障がないと知事が認める場合は、ハおよびニに掲げる水質基準とする)

3 飲料水の水質基準

水道法第4条に規定する基準に適合すること

第5条（水質検査）

浴槽の区分		検査の頻度
循環式浴槽以外の浴槽		1年に1回以上
	毎日換水が行われるもの	1年に1回以上
循環式浴槽	上記以外のもの	6ヶ月に1回以上 (気泡発生装置を使用する場合は レジオネラ属菌のみ、3ヶ月に1回 以上)
		塩素系薬剤以外の方法に より消毒を行うもの
		3ヶ月に1回以上